

別紙

諮問第726号

答 申

1 審査会の結論

請求個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否した本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき審査請求人が行った、別記に掲げる本件請求個人情報の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成31年3月28日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求は、本件請求個人情報の存否を応答するだけで、条例16条6号に規定する非開示情報を開示することとなるものであるため、条例17条の3に基づき、存否を明らかにしないで、同請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年6月6日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和元年10月7日に実施機関から理由説明書を收受し、令和3年1月21日（第212回第一部会）から同年2月18日（第213回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示請求の趣旨について

本件開示請求は、審査請求人を施術管理者とする接骨院に対し、関東信越厚生局長及び実施機関が実施したという個別指導及び監査に関して、内議書・報告書、内議書・報告書に類する書面、聴取調書、患者調査書、関東信越厚生局・厚生労働省との各やり取りに係る書面及び関東信越厚生局・厚生労働省との各やり取りに係る一切の電子メールを求めるものである。

イ 実施機関における事務事業について

(ア) 受領委任の取扱いについて

柔道整復師の施術に係る療養費については、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付保発0524第2号による厚生労働省保険局長通知）に基づき、被保険者が自己負担分のみを柔道整復師に支払い、柔道整復師が残りの療養費を保険者に請求することができる「受領委任の取扱い」が行われている。

(イ) 柔道整復師に対する指導監査について

受領委任の取扱いにより療養費を請求する柔道整復師に対して、地方厚生（支）局長及び都道府県知事が実施する指導監査については、「柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱」（平成11年5月24日付保発第145号・老発第683号による厚生省老人保健福祉局長・厚生省保険局長通知・別添2）において、基本的事項が定められている。

同要綱によると、個別指導は、受領委任の規程等に違反しているものと認められる者、保険者等からの情報に基づき指導が必要と認められる者等を対象として選定し、あらかじめ文書により日時や場所等を通知した上で面接懇談方式により実施し、療養費の支給申請書等の関係書類を検査して、個別事例に応じて必要な事項を指導することとされている。

また、監査は、療養費の請求内容が不正又は著しく不当なものであるとの疑義を認める場合や、個別指導の後、療養費の請求内容が著しく妥当・適切でない場合等において、あらかじめ文書により日時や場所等を通知し出席を求めた上で、関係書類を検査することにより実施することとされている。監査後の措置として、

地方厚生（支）局長及び都道府県知事は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止すること等とされている。

ウ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、監査の際に審査請求人自身が供述し内容を確認して署名押印した聴取調書などの開示が一切できないというのは、監査という重大な手続に当たって自らの監査でのそれまでの供述内容を確認することができず全く納得できない、と主張する。

実施機関の説明によると、本件請求個人情報、審査請求人を対象者とした進行中の監査に関する情報であり、その存否を回答するだけで、監査の実施における着眼点や力点、監査の具体的な手段や手法、ノウハウとなる情報や監査の進捗状況を明らかにする情報が含まれていることから、被監査者である審査請求人に対し、本件請求個人情報が存在するか否かを答えること自体が、被監査者に対し、今後の監査への対応の手がかりを与えてしまうおそれがある、とのことである。

審査会が事務局をして調査させたところ、審査請求人に対する当該監査は、個別指導に引き続き、複数回にわたって実施されたものであり、本件開示請求は、第1回目の監査の直後に行われていることから、実施機関のいうとおり、監査の進行中になされた開示請求であったことが確認された。

監査は、個別指導の後、療養費の請求内容が著しく妥当・適切でない場合等において行われるものであり、このような療養費の請求を排除することを目的として行われるものであると解されるところ、上記のとおり監査が進行中であるという状況下では、実施機関において、当該監査に関連して保有する情報を個別に特定することにより、着眼点や情報収集状況等の情報が開示されることとなり、審査請求人がこれらの情報を当該監査への対応の手がかりとし、事前に対策を講じる結果として、実施機関における正確な事実の把握を困難にし、監査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

本件開示請求が、内議書、報告書、聴取調書、患者調査書等、個別に情報を指定して行われたものであることをも併せ踏まえると、これらの請求個人情報について、一件一件その存否を明らかにするだけで、条例16条6号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例17条の3の規定に基づいて本件開示請求を

拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑

別記 本件請求個人情報

平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日実施の〇〇の〇〇（施術所：〇〇、施術管理者：〇〇）への関東信越厚生局及び東京都による個別指導並びに平成〇年〇月〇日実施の〇〇への柔道整復施術担当者の監査に関連して保有する、一切の、内議書・報告書、内議書・報告書に類する書面、聴取調書、患者調査書、関東信越厚生局・厚生労働省との各やり取りに係る書面（連絡書等及び係る添付書面・別紙等を含む。）及び関東信越厚生局・厚生労働省との各やり取りに係る一切の電子メール